

第1編 総則

第1編 総 則

第1章 計画の目的等

1 計画の目的

我が国の平和と安全を確保するためには、外交努力や国際平和協力などを通じて、国際社会の平和と協調を図ることが最も重要である。

しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万一我が国が外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロ等が発生した場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。

このようなことから、平成16年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が制定され、同年9月17日に施行された。

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に関して総合的に定め、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び県内において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進することによって、武力攻撃等から県民の生命、身体及び財産を保護するとともに、武力攻撃等の県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

2 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、下表に定めるところによるものとし、その他の用語については、国民保護法の例によるものとする。

用 語	定 義
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
県本部条例	宮崎県国民保護対策本部及び宮崎県緊急対処事態対策本部条例

	(平成 17 年宮崎県条例第 13 号)
県協議会条例	宮崎県国民保護協議会条例 (平成 17 年宮崎県条例第 14 号)
国民保護措置	国民保護法に基づく武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 (緊急対処保護措置を含む。)
基本指針	国民保護法第 32 条の規定に基づき政府が作成した基本指針
国の国民保護計画	国民保護法第 33 条の規定に基づき指定行政機関の長が作成した国民の保護に関する計画
県国民保護計画	国民保護法第 34 条の規定に基づき宮崎県知事が作成した国民の保護に関する計画
市町村国民保護計画	国民保護法第 35 条の規定に基づき市町村長が作成した国民の保護に関する計画
国民保護業務計画	国民保護法第 36 条の規定に基づき指定公共機関又は指定地方公共機関が作成した国民の保護に関する業務計画
県地域防災計画	災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 40 条の規定に基づき宮崎県防災会議が作成した宮崎県地域防災計画
県国民保護協議会	国民保護法第 37 条の規定に基づき設置された宮崎県国民保護協議会
市町村国民保護協議会	国民保護法第 39 条の規定に基づき設置された各市町村の国民保護協議会
国の対策本部	事態対処法第 10 条の規定により内閣に設置された事態対策本部
国の現地対策本部	国民保護法第 24 条第 2 項の規定により設置された武力攻撃事態等現地対策本部
県対策本部	国民保護法第 27 条の規定により県に設置された宮崎県国民保護対策本部 (宮崎県緊急処理事態対策本部を含む。)
県現地対策本部	国民保護法第 28 条第 8 項の規定により設置された県の現地対

	策本部
市町村対策本部	国民保護法第27条の規定により市町村に設置された市町村国民保護対策本部（市町村緊急対処事態対策本部を含む。）
県職員	特に定めのない限り、県警察職員を除く県の職員
NBC攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃

3 計画の構成

この計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

4 計画の見直し及び変更手続

(1) 計画の見直し

この計画は、国民保護法第34条第1項の規定により、基本指針に基づき作成するものであるが、基本指針は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化等に伴い、国民の安全を確保するため、国民保護措置についても不断の検証を行い、必要に応じて変更を行うものとされている。

したがって、この計画も、基本指針の見直しに加え、国民保護措置に関する研究成果や新たなシステムの構築、国民保護訓練の結果等を踏まえて、不断の見直しを行うものとする。

見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者や県民の意見を求めるものとする。

(2) 計画の変更手続

この計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して、内閣総理大臣に協議するとともに、県議会に報告し、公表するものとする。

ただし、国民保護法施行令第5条に規定する軽微な変更にあつては、県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は不要とされている。

5 県地域防災計画との整合性の確保

県においては、災害対策基本法に基づき、県地域防災計画を策定し、台風や地震などの自然災害や大規模事故等に対する防災対策を実施している。

県地域防災計画は、この計画とは、その対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法には、国民保護措置と共通する部分が多い。また、発生した事態に効果的に対応するためには、県対策本部の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。

このようなことから、この計画は、県地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮するものとする。

また、この計画に定めのない事項については、県地域防災計画等に準じて対応するものとする。

6 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画については、基本指針を踏まえつつ、県国民保護計画に基づき作成するものとする。

第2章 計画の前提となる事態の類型

1 国民保護法の対象となる事態

国民保護法の対象となる事態は、下表のとおりである。

これらの事態については、いずれも、政府において、現実の状況に応じて個別具体的に事態を認定の上、対処の方針を定め、国会の承認を得ることとされている。

事 態		定 義
武力 攻 撃 事 態 等	武力攻撃事態	・武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第1項第2号)
	武力攻撃予測事態	・武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第1項第3号)
緊急対処事態		・武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの(事態対処法第22条第1項)

2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態の類型

基本指針において示された県国民保護計画の作成及び国民保護措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型は、下表のとおりである。

事態の類型		想定
武力 攻撃 事態 等	着上陸侵攻	・我が国の占領等の目的をもって、他国が武力を行使して、我が国の領土に、海又は空から直接着上陸し、侵攻する事態であり、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。攻撃は、比較的広域かつ長期間になることが予想される。
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。
	弾道ミサイル攻撃	・長射程の弾道ミサイルに、各種の弾頭を搭載して、我が国に発射し、攻撃を行うもので、弾頭は、通常弾頭又はNBC弾頭が考えられる。
	航空攻撃	・我が国に対する着上陸侵攻の支援等を目的として、航空機による攻撃（空爆）を行うもので、都市部やライフラインのインフラ施設等への攻撃が想定される。
緊急 対処 事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

3 留意事項

「武力攻撃事態等」は、その時点における国際情勢等を背景に、相手国等の意図的な攻撃により発生するものであり、あらかじめ、特定の攻撃対象や攻撃内容、被害等を想定することは困難である。

したがって、この計画は、いろいろな場面に対応した避難や救援等の基本的な考え方や実施方法等を定めることとし、必要に応じ、武力攻撃等の類型ごとの留意事項を記載することとする。

なお、計画作成上の武力攻撃等に関する留意事項は、次のとおりである。

- ① 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)によると、「冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は、引き続き低いものと考えられるが、以上に述べたような、様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定)の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増している」とされており、当面は、ゲリラや特殊部隊による攻撃や弾道ミサイル攻撃等及びこれらの複合事態の可能性が比較的高いものと考えられる。
- ② 「緊急処理事態」については、大規模テロが想定されるが、その目的が、攻撃による直接的なダメージを与えることだけでなく、攻撃により社会を混乱に陥れ、内外に自己の存在や主張を誇示することにあることや、過去の大規模テロの例を考えれば、攻撃の対象は、国の象徴的な建物や政治経済の重要施設、相当多数の人が集まる集客施設等となる可能性が高いものと考えられる。
- ③ いずれの場合も、攻撃手段が通常兵器か、NBC兵器かによって、被害の規模や対処の方法が大きく異なることとなる。

第3章 国民保護措置の実施に関する基本的な考え方

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、国や他の地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に連携協力し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。

国民保護措置の実施に当たっては、次の点に特に留意するものとする。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置の実施に備え、国、他の都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

国民保護措置の実施に関する国民の協力は、国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、協力の要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

また、市町村等とも連携しつつ、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関への配慮

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、それぞれの機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。
- ② 日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。
- ③ 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 外国人への適用

日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることから、県内に居住し、又は滞在している外国人についても、この計画に基づく国民保護措置を実施する。

9 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

第4章 関係機関の責務及び事務又は業務の大綱

国民保護措置の実施に関する関係機関の責務及び事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 県

県は、この計画に基づき、武力攻撃事態等において、避難の指示、避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

機関名	処理すべき事務又は業務
宮 崎 県	(1) 県国民保護計画に関すること。 (2) 県国民保護協議会に関すること。 (3) 県対策本部に関すること。 (4) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。 (5) 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。 (6) 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること。 (7) 警報の通知に関すること。 (8) 避難の指示、避難住民の誘導、県の区域を越える住民の避難その他の住民の避難に関すること。 (9) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関すること。 (10) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関すること。 (11) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置に関すること。 (12) 武力攻撃災害の復旧に関すること。 (13) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付又は使用の許可に関すること。

2 市町村

市町村は、市町村国民保護計画に基づき、警報の伝達、避難住民の誘導などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、当該市町村の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

機関名	処理すべき事務又は業務
市 町 村	(1) 市町村国民保護計画に関すること。 (2) 市町村国民保護協議会に関すること。 (3) 市町村対策本部に関すること。 (4) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。 (5) 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。 (6) 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること。 (7) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関すること。 (8) 救援、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関すること。 (9) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関すること。 (10) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関すること。 (11) 武力攻撃災害の復旧に関すること。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、国の国民保護計画に基づき、その所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県、市町村等が行う国民保護措置に関し、必要な支援を行う。

機関名	処理すべき事務又は業務
九州管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整に関すること。 (2) 他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内各県警察、関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 (4) 警察通信の確保及び統制に関すること。

九州防衛局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関すること。 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整に関すること。
九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信事業者及び放送事業者との連絡調整に関すること。 (2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 (3) 非常事態における重要通信の確保に関すること。 (4) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
九州財務局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (3) 普通財産の無償貸付に関すること。 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。
門司税関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 輸入物資の通関手続に関すること。
九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること。
宮崎労働局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者の雇用対策に関すること。
九州農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること。 (2) 農業関連施設の応急復旧に関すること。
九州森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給に関すること。
九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救援物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉦山における災害時の応急対策に関すること。 (2) 危険物等の保全に関すること。
九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること。 (2) 港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 港湾施設の応急復旧に関すること。

九州運輸局	(1) 運送事業者との連絡調整に関すること。 (2) 運送施設及び車両の安全保安に関すること。
大阪航空局	(1) 飛行場使用に関する連絡調整に関すること。 (2) 航空機の航行の安全確保に関すること。
福岡管区气象台	(1) 気象状況の把握及び情報の提供に関すること。
第十管区海上保安本部	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること。 (2) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保に関すること。 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等に関すること。 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること。 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関すること。
九州地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。

4 自衛隊

自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するとともに、他の機関が実施する国民保護措置を支援するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 地方協力本部	(1) 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に関すること。 (2) 関係機関が実施する国民保護措置の支援等に関すること。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護業務計画に基づき、その業務に関する国民保護措置を実施する。

機関名	処理すべき事務又は業務
災害研究機関	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等に関すること。
放送事業者	(1) 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。
運送事業者	(1) 避難住民及び緊急物資の運送に関すること。 (2) 旅客及び貨物の運送の確保に関すること。
電気通信事業者	(1) 通信の確保に関すること。 (2) 国民保護措置に係る通信の優先的取扱いに関すること。 (3) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に関すること。
電気事業者	(1) 電気の安定的な供給に関すること。
ガス事業者	(1) ガスの安定的な供給に関すること。
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	(1) 水の安定的な供給に関すること。
郵政事業を行う者	(1) 郵便の確保に関すること。
一般信書便事業者	(1) 信書便の確保に関すること。
日本銀行	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確

	保を通じた信用秩序の維持に関すること。
日本赤十字社	(1) 救援への協力に関すること。 (2) 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関すること。
公共的施設管理者	(1) 所管する公共的施設の維持管理に関すること。 (2) 被災施設の復旧に関すること。
病院その他の医療機関等	(1) 医療等の確保に関すること。

6 公共的団体との協力

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、住民の避難や救援等について協力を得ることができる公共的団体との連携が不可欠であることから、関係機関においては、平素からこれらの公共的団体との連携を密にし、協力関係の構築を図るものとする。

第5章 本県の地域特性

1 地理的条件

本県は、九州の東南端に位置し、総面積は7,735km²で全国14位(2%)の広さであり、そのうち、森林が76.1%、農地が9.1%を占めている。

県の東部は、南北約400kmに及ぶ海岸線が日向灘に面し、日向灘に向かって県域全体が開いた形になっている。また、本県には、1級河川の大淀川及び小丸川を始め、多数の河川が九州山地から日向灘に注いでいることから、海岸部からの侵攻やゲリラ等の侵入を受けやすい地形となっている。

また、北部と西部は、ほとんど山間地域となっており、北は大分県、西は熊本県、南西は鹿児島県に接している。

2 気候

本県は、平均気温が高く、日照時間や快晴日数が全国でもトップクラスにあるなど、温暖な気候条件にあり、平野部においては、冬も雪が降ることはまれである。

一方、降水量は多く、台風の経路にも当たっているため、たびたび台風や集中豪雨などによる被害に見舞われている。

3 人口分布

本県の平成27年10月1日現在の人口は、1,104,069人であり、このうち、3割を超える約40万人が宮崎市に居住し、都城市及び延岡市を加えた3市に約6割にあたる約70万人が居住している。

4 道路

高速自動車道は、宮崎市までの九州縦貫自動車道は全線整備されているが、東九州自動車道の宮崎県内区間は、大分県との県境から清武南までの間及び日南北郷―日南東郷間の部分開通にとどまっており、九州中央自動車道の宮崎県内区間は、蔵田―延岡間の部分開通にとどまっている。

また、一般道路は、大分県から延岡市、宮崎市、都城市を經由し、鹿児島県を結ぶ国道10号や宮崎市から日南市を經由し、鹿児島県を結ぶ国道220号など、国道18路線、県道195路線となっている。

5 鉄道、空港、港湾

鉄道は、九州旅客鉄道の日豊本線、吉都線、日南線及び肥薩線があり、隣接県との交通が確保されている。

宮崎空港は、国管理空港で、2,500mの滑走路を有しており、宮崎市の中心部や高速道路のインターチェンジとも近く、利便性の高い空港である。平成28年4月1日現在、宮崎とソウル間、台北間及び香港間に国際定期便が就航している。なお、県南西部圏域においては、鹿児島空港を利用することも多い。

港湾は、重要港湾が県北（細島港）、県央（宮崎港）及び県南（油津港）にバランス良く整備されている。このうち、細島港と油津港については、国際コンテナ定期航路を有している。

6 自衛隊施設

陸上自衛隊は、西部方面隊第8師団の駐屯地が都城市及びえびの市に所在している。

航空自衛隊は、新田原基地が新富町に、レーダーサイトが串間市の高畑山に所在している。

海上自衛隊は、VLF送信施設がえびの市に所在している。

7 その他の施設

本県には、国民保護措置の実施に当たり特に留意を要する原子力発電所及び石油コンビナートは所在していないが、日向・延岡地区は、東九州有数の化学工業の集積地域となっている。

また、隣接する鹿児島県には、原子力発電所や石油コンビナートが所在しており、鹿児島県との連携には、特に留意を要する。

更に、本県には、49のダムがある。ダムの数としては、全国でも多い方ではないが、堤高100m以上のダムが2カ所あることや、水力発電用のダムが多いことなどが特徴である。

